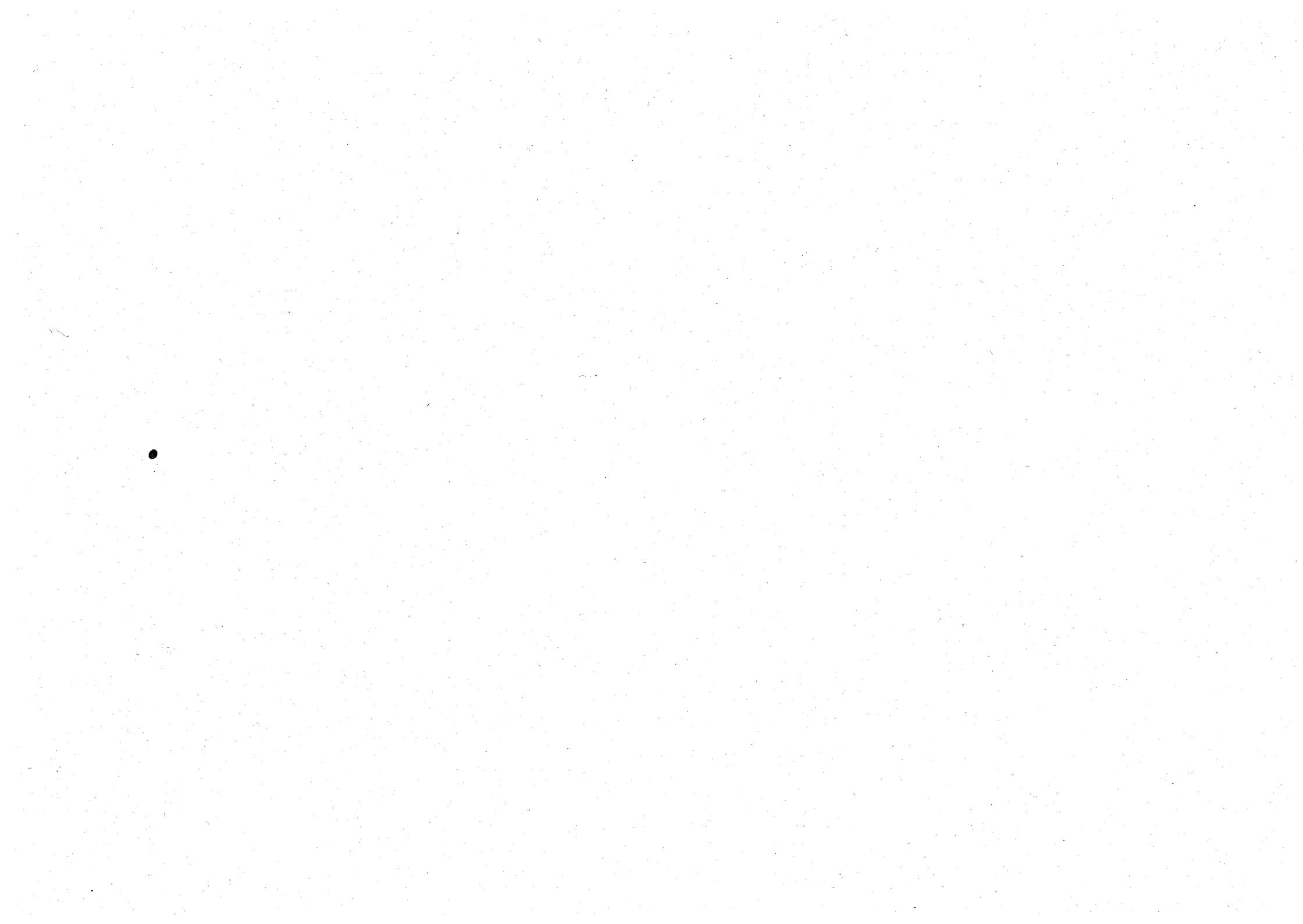


生活衛生営業指導費補助金 交付要綱・実施要綱

生活衛生営業指導費補助金交付要綱・実施要綱

1 生活衛生営業指導費の国庫補助について	1
2 環境衛生営業相談室の整備について	31
3 税務相談等事業の実施について	34
4 地区環境衛生営業相談指導事業の実施について	35
5 地区環境衛生営業相談室の運営について	38
6 相談指導顧問制度について	40
7 生活衛生営業経営指導員制度について	41
8 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱	43
9 国民生活金融公庫における小規模事業者経営改善資金貸付に係る 生活衛生関係営業者への設備資金の取扱について	47
10 環衛業特別指導事業の実施について	51
11 生活衛生関係営業再生特別支援事業の実施について	52
12 相談支援連絡協議会事業の実施について	55
13 分野調整指導事業の実施について	57
14 事業活動調整員制度について	62
15 環衛業情報化整備事業の実施について	64
16 生活衛生営業健康推進等事業の実施について	65



【改正後全文】

改正経過 第1次改正 平成22年3月24日厚生労働省発健0324第29号

厚生労働省発健第0615001号
平成21年6月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

生活衛生営業指導費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「生活衛生営業指導費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成21年4月1日より適用することとされたので通知する。

なお、平成20年9月29日厚生労働省発医第0929001号本職通知「医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金の国庫補助について」は廃止する。

おって、平成20年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

生活衛生営業指導費補助金交付要綱

(通則)

- 1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第63条第1項に基づく生活衛生営業指導費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、生衛法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じたその衛生水準の維持向上を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、生衛法第57条の3に基づいて指定が行われた都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）が行う次に掲げる事業で都道府県が補助する事業を交付の対象とする。
 - (1) 昭和52年4月18日環指第37号厚生省環境衛生局長通知「環境衛生営業相談室の整備について」に基づく生活衛生営業相談室運営事業
 - (2) 平成2年6月8日衛指第92号厚生省生活衛生局長通知「税務相談等事業の実施について」に基づく税務相談等事業
 - (3) 昭和62年7月1日衛指第137号厚生省生活衛生局長通知「地区環境衛生営業相談指導事業の実施について」に基づく地区生活衛生営業相談指導事業
 - (4) 平成6年6月23日衛指第118号厚生省生活衛生局長通知「相談指導顧問制度について」に基づく相談指導顧問設置事業
 - (5) 昭和49年4月11日環衛第68号厚生省環境衛生局長通知「生活衛生営業経営指導員制度について」に基づく経営指導員設置事業
 - (6) 平成20年10月1日健発第1001001号厚生労働省健康局長通知の別添「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱」に基づく融資指導事業及び平成20年3月31日健衛発第0331008号厚生労働省健康局生活衛生課長通知「国民生活金融公庫における小規模事業者経営改善資金貸付に係る生活衛生関係営業者への設備資金の取扱について」に基づく指導事業
 - (7) 昭和60年4月5日衛指第63号厚生省生活衛生局長通知「環衛業特別指導事業の実施について」に基づく生衛業特別指導事業

- (8) 平成16年4月8日健発第0408005号厚生労働省健康局長通知「生活衛生関係営業再生特別支援事業の実施について」に基づく生活衛生関係営業再生特別支援事業
- (9) 平成21年3月27日健発第0327008号厚生労働省健康局長通知「相談支援連絡協議会事業の実施について」に基づく相談支援連絡協議会事業
- (10) 昭和61年7月9日衛指第110号厚生省生活衛生局長通知「分野調整指導事業の実施について」に基づく分野調整等指導事業
- (11) 昭和53年3月30日環指第23号厚生省環境衛生局長通知「事業活動調整員制度について」に基づく事業活動調整員設置事業
- (12) 平成5年4月1日衛指第73号厚生省生活衛生局長通知「環衛業情報化整備事業の実施について」に基づく生衛業情報化整備事業
- (13) 平成22年3月24日健発0324第19号厚生労働省健康局長通知「生活衛生営業健康推進等事業の実施について」に基づく生活衛生営業健康推進等事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
ただし種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して、少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4により算出された額（人件費を除く。）が150万円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(7)まで、(9)及び次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部、又は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(申請の手続)

7 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、7若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 (人 件 費)	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 給与を支給する場合</p> <p>ア 経営指導員給与</p> <p>(ア) 職員俸給 $248,600\text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人員(以下「人員」という。)}$ $\times \text{厚生労働大臣が必要と認めた設置月数(以下「設置月数」という。)}$</p> <p>(イ) 扶養手当 一般職の職員の給与等に関する法律 (昭和25年法律第95号(以下「給与法」という。))第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(ウ) 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(エ) 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1. 25月 12月期 1. 5月</p> <p>(キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 0. 7月 12月期 0. 7月</p> <p>(ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p>	3に定める事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給(職員俸給、扶養手当、地域手当)、職員諸手当(住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当)、超過勤務手当、福利厚生費(厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金に係る事業主負担分)及び非常勤経営指導員手当

1種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
生 活 衛 生 営 業 指 導 事 業 (人 件 費)	<p>(ケ) 福利厚生費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 厚生年金保険料又は共済年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分とする。 <p>ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記(ア)～(ク)のみとする。</p> <p>イ 事務職員給与</p> <p>(ア) 職員俸給 152,800円×人員×設置月数</p> <p>(イ) 扶養手当 給与法第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(ウ) 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(エ) 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(オ) 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>(カ) 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p> <p>ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 1.25月</p> <p>12月期 1.5月</p> <p>(キ) 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p> <p>ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 0.7月</p> <p>12月期 0.7月</p>	

1 種目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
生活衛生営業指導事業（人件費）	<p>(ク) 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p> <p>(ケ) 福利厚生費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 厚生年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分とする。 <p>ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記(ア)～(ク)のみとする。</p> <p>(2) 非常勤経営指導員に対し手当を支給する場合</p> <p>(1) のアの(ア)の単価×人員×設置月数</p>	
生活衛生営業指導事業（事業費）	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 相談指導事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 相談室運営事業費 (ア) 運営費 116,200円×設置月数 (イ) 設備費 厚生労働大臣が必要と認めた額 イ 税務相談等事業費 厚生労働大臣が必要と認めた額 	<p>3の(1)に定める事業を行うために必要な需用費、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>3の(2)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

1種目	2基 準 額	3対象経費
生 活 衛 生 營 業 指 導 事 業 (事 業 費)	<p>ウ 地区生活衛生営業相談指導事業費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>エ 相談指導顧問設置事業費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>オ 経営指導員指導費 $10,500\text{円} \times \text{人員} \times \text{設置月数}$</p> <p>カ 生活衛生関係営業経営改善資金融資等 指導費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>キ 生活衛生関係営業再生特別支援事業費 1,394,000円</p> <p>ク 相談支援連絡協議会事業費 196,500円 \times 協議会開催回数</p>	<p>3の(3)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>3の(4)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費</p> <p>3の(5)に定める事業を行うために必要な旅費</p> <p>3の(6)及び(7)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料</p> <p>3の(8)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</p> <p>3の(9)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料</p>

1種目	2基 準 額	3対象経費
生 活 衛 生 營 業 指 導 事 業 (事 業 費)	<p>(2) 分野調整等指導事業費</p> <p>ア 分野調整事業協議会設置運営費 178,000円×協議会開催回数</p> <p>イ 調査費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>ウ 分野調整指導員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>エ 事業活動調整員設置費 6,300円×人員×設置月数</p> <p>(3) 情報化整備事業費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>(4) 生活衛生営業健康推進等事業費 厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>3の(10)に定める事業のうち、分野調整員の活動以外の事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料</p> <p>3の(10)に定める事業のうち、分野調整員の活動に必要な報償費及び旅費</p> <p>3の(11)に定める事業を行うために必要な報償費</p> <p>3の(12)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料</p> <p>3の(13)に定める事業を行うために必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）、賃金、使用料及び賃借料、委託料</p>

別紙様式1

生活衛生営業指導費補助金調書

平成 年度

厚生労働省所管

地方公共団体

歳出予算科目	交付決定額	補助率	地方公歳入			共歳出			団体			備考	
			科	目	予算現額	収入済額	科	目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 生活衛生対策費 (目) 生活衛生営業指導費補助金	円				円	円			円	円	円	円	

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式 2

番号
年月日

厚生労働大臣（氏名）殿

○○都道府県知事（氏名）印

平成 年度生活衛生営業指導費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 生活衛生営業指導事業所要額調書（別紙 1）

3 生活衛生営業指導事業計画書（別紙 2）

4 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

5 その他参考となる書類

生活衛生営業指導事業所要額調書

都道府県名

区分	種目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	備考
都道府県指導 センター分	人件費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	国庫補助率 1/2.
	事業費										内訳は別紙1の(1)の とおり
	計										

- (注) 1 A欄には、生衛業の指導に関するすべての経費(対象外経費を含む。)を記入すること。
 2 B欄には、当該事業について、寄付金その他の収入がある場合にその額を記入すること。
 3 D欄には、交付要綱の3に掲げる補助対象事業に要する経費の支出予定額を記入すること。
 4 E欄には、別表に掲げる基準額を記入すること。
 5 F欄には、C欄の額、D欄の額、E欄の額を比較してもっとも少ない額を記入すること。
 6 G欄には、都道府県が都道府県指導センターの当該事業に対して補助する補助予定額を記入すること。
 7 H欄には、F欄の額とG欄の額を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 8 I欄には、H欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。

生活衛生営業指導事業所要額算出内訳

経費区分	基準 予定額	対象経費支出予定額			積算内訳
		員数	単価	金額	
	円		円	円	
1 人件費					
(1) 経営指導員給与					
ア 職員俸給					
イ 扶養手当					
ウ 地域手当					
エ 住居手当					
オ 通勤手当					
カ 期末手当					
キ 勤勉手当					
ク 超過勤務手当					
ヶ 福利厚生費					
(2) 事務職員給与					
ア 職員俸給					
イ 扶養手当					
ウ 地域手当					
エ 住居手当					
オ 通勤手当					
カ 期末手当					
キ 勤勉手当					
ク 超過勤務手当					
ヶ 福利厚生費					
(3) 非常勤経営指導員手当					
小計					

経費区分	基準 予定額	対象経費支出予定額			積算内訳
		員数	単価	金額	
2 事業費	円	円	円	円	
(1)相談指導事業費					
ア 相談室運営事業費					
(ア) 運営費					
(イ) 設備費					
イ 税務相談等事業費					
ウ 地区生活衛生営業 相談指導事業費					
エ 相談指導顧問設置 事業費					
オ 経営指導員指導費					
カ 生活衛生関係営業経営 改善資金融資等指導費					
キ 生活衛生関係営業再生 特別支援事業費					
(ア) 特別相談窓口事業費					
(イ) 特別研修会事業費					
ク 相談支援連絡協議会 事業費					
(2)分野調整等指導事業費					
ア 分野調整事業協議 会設置運営費					
イ 調査費					
ウ 分野調整指導員活 動費					
エ 事業活動調整員設 置費					
(3)情報化整備事業費					
(4)生活衛生営業健康推進等 事業費					
ア 健康入浴推進員養成 講習会事業					
イ 飲食店健康増進等 普及支援事業					
ウ 生衛業地域生活支援事業					
エ クーニング'包装材等リサイクル 推進事業					
オ 災害時支援体制整備等 推進事業					
カ 新型インフルエンザ等 感染症対策事業					
キ 苦情処理体制整備事業					
ク まちおこし推進事業					
小計					
合計					

生活衛生営業指導事業計画書

都道府県指導センターが行う事業

1 相談指導事業

(1)相談室運営事業

ア 相談室構成員

職名	氏名	設置年月	備考
経営指導員			
経営特別相談員			
事務職員			

(注)経営指導員について「常勤」、「非常勤」の別を備考欄に記入すること。

イ 窓口相談の実施計画(通信、電話による相談を含む。)

対象業種	指導日数	指導件数								備考
		融資件	経理件	税務件	労務件	衛生件	経営件	その他件	合計件	
	日									

(注)指導件数欄は、主として行う指導項目を記入すること。

ウ 設備及び備品整備計画

品 目	金 额	整 備 理 由

(2) 稅務相談等事業

ア 税理士による税務相談体制整備

雇上人員	雇上期間	延日數	備考

イ 税務対策事業

事業名	内 容

(3) 地区生活衛生營業相談指導事業

地区生活衛生営業相談室開催計画

地区相談室設置地区	毎月何回	派遣人員	備考
1			
2			
3			
・			
・			
・			
・			
計	か所	回	人

(4)相談指導顧問設置事業

委嘱人員	委嘱期間	延日数	相談指導件数	備考

(5)経営指導員による巡回指導の実施計画

区分	対象指導業種	指導延日	指導件数							備考
			融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	
営業所に 対して 行うもの		日	件	件	件	件	件	件	件	件
相談所等 を開設し 行うもの										相談所等 開設数 か所

(注)指導件数欄は、主として行う指導項目を記入すること。

(6)生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導の実施計画

ア 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導

対象業種	特別相談員数	融資指導件数	融資指導延日数	備考
	人	件	日	

イ 生衛業特別指導事業

対象業種	指導内容	特別相談員数	特別指導件数	特別指導延日数	備考
		人	件	日	

(注)指導内容欄は、主として行う指導事項を記入すること。

ウ 生衛業特別指導活動に関する連絡会議等

対象業種	開催日程	出席予定人員	会議内容	備考

(7)生活衛生関係営業再生特別支援事業

ア 特別相談窓口事業

開催地	開催日	相談員(業種)	備考

イ 特別研修会事業

開催日程	出席予定人員	研修内容	備考

(8)相談支援連絡協議会事業

開催日程	出席予定人員	内 容	備 考

2 分野調整等指導事業

(1) 分野調整事業協議会設置計画

氏 名	職 名	備 考

(注)氏名等具体的に書けない場合構成人員記入のこと。

(2) 分野調整事業協議会開催計画

協議会開催計画	協議内容	備考
1		
2		
3		
計 回		

(3) 調査計画

調査名	調査内容	備考

(4) 事業活動調整員設置事業

事業活動調整員の設置状況

氏名	設置年月日	設置対象月数	職名	活動内容

3 生活衛生営業健康推進等事業

(1) 健康入浴推進員養成講習会事業

事業名	内 容

(2) 飲食店健康増進等普及支援事業

事業名	内 容

(3) 生衛業地域生活支援事業

事業名	内 容

(4) クリーニング包装材等リサイクル推進事業

事業名	内 容

(5) 災害時支援体制整備等推進事業

事業名	内 容

(6) 新型インフルエンザ等感染症対策事業

事業名	内 容

(7) 苦情処理体制整備事業

事業名	内 容

(8) まちおこし推進事業

事業名	内 容

別紙様式3

番号
年月日

厚生労働大臣（氏名）殿

補助事業者名

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発健 第 号で交付決定を受けた生活衛生営業指導費補助金について、当該交付要綱第6の(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円

3 別添参考となる書類（2つの金額の積算の内訳等）

別紙様式4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣（氏名）殿

○○都道府県知事（氏名）印

平成 年度生活衛生営業指導費補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日厚生労働省発健 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業実績について、次の書類を添えて報告する。

- 1 生活衛生営業指導事業所要額精算書（別紙1）
- 2 生活衛生営業指導事業実績報告書（別紙2）
- 3 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- 4 その他参考となる書類

生活衛生営業指導事業所要額精算書

都道府県名

区分	種目	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 実支出額 D	基準額 E	選定額 F	都道府県 補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助 交付決定 額 J	国庫補助 受入済額 K	差引過 △不足額 (K-1) L	備考
都道府県指導 センター分	人件費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	国庫補助率 1/2
	事業費													内訳は別紙1の(1)の とおり
	計													

- (注) 1 A欄には、生衛業の指導に関するすべての経費(対象外経費を含む。)を記入すること。
 2 B欄には、当該事業について、寄付金その他の収入がある場合にその額を記入すること。
 3 D欄には、交付要綱の3に掲げる補助対象事業に要する経費の実支出額を記入すること。
 4 E欄には、別表に掲げる基準額を記入すること。
 5 F欄には、C欄の額、D欄の額、E欄の額を比較してもっとも少ない額を記入すること。
 6 G欄には、都道府県が都道府県指導センターの当該事業に対して補助した額を記入すること。
 7 H欄には、F欄の額とG欄の額を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 8 I欄には、H欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。
 9 J欄には、国が補助金として交付決定した額を記入すること。
 10 K欄には、国庫補助金についての都道府県における受入済額を記入すること。
 11 J欄とK欄の額が一致しない場合は、その理由を備考欄に記入すること。

事業所要額精算書内訳

都道府県指導センター(月～月)

経費区分	基準額	対象経費実支出額			積算内訳
		員数	単価	金額	
1 人件費	円		円	円	
(1) 経営指導員給与					
ア 職員俸給					
イ 扶養手当					
ウ 地域手当					
エ 住居手当					
オ 通勤手当					
カ 期末手当					
キ 勤勉手当					
ク 超過勤務手当					
ケ 福利厚生費					
(2) 事務職員給与					
ア 職員俸給					
イ 扶養手当					
ウ 地域手当					
エ 住居手当					
オ 通勤手当					
カ 期末手当					
キ 勤勉手当					
ク 超過勤務手当					
ケ 福利厚生費					
(3) 非常勤経営指導員手当					
小計					

経費区分	基準額	対象経費実支出額			積算内訳
		員数	単価	金額	
2 事業費	円		円	円	
(1) 相談指導事業費					
ア 相談室運営事業費					
(ア) 運営費					
(イ) 設備費					
イ 税務相談等事業費					
ウ 地区生活衛生営業相談指導事業費					
エ 相談指導顧問設置事業費					
オ 経営指導員指導費					
カ 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導費					
キ 生活衛生関係営業再生特別支援事業費					
(ア) 特別相談窓口事業費					
(イ) 特別研修会事業費					
ク 相談支援連絡協議会事業費					
(2) 分野調整等指導事業費					
ア 分野調整事業協議会設置運営費					
イ 調査費					
ウ 分野調整指導員活動費					
エ 事業活動調整員設置費					
(3) 情報化整備事業費					
(4) 生活衛生営業健康推進等事業費					
ア 健康入浴推進員養成講習会事業					
イ 飲食店健康増進等普及支援事業					
ウ 生衛業地域生活支援事業					
エ クリーニング包装材等リサイクル推進事業					
オ 災害時支援体制整備等推進事業					
カ 新型インフルエンザ等感染症対策事業					
キ 苦情処理体制整備事業					
ク まちおこし推進事業					
小計					
合計					

生活衛生営業指導事業実績報告書

都道府県指導センターが行う事業

1 相談指導事業

(1)相談室運営事業

ア 相談室構成員

職名	氏名	設置年月	備考
経営指導員			
経営特別相談員			
事務職員			

(注)経営指導員について「常勤」、「非常勤」の別を備考欄に記入すること。

イ 窓口相談の実施状況(通信、電話による相談を含む。)

対象指導業種	指導延日数	指導件数							備考
		融資件	経理件	税務件	労務件	衛生件	経営件	その他件	
	日								

(注)指導件数欄は、主として行った指導項目を記入すること。

ウ 設備及び備品整備状況

品 目	金 額	整 備 理 由

(2) 税務相談等事業

ア 税理士による税務相談体制整備

雇上人員	雇上期間	延日数	備考

イ 税務対策事業

事業名	内容

(3) 地区生活衛生営業相談指導事業

ア 地区生活衛生営業相談室開催状況

地区相談室設置地区	毎月何回	派遣人員	備考
1			
2			
3			
・			
・			
・			
・			
計 か所	回	人	

イ 相談指導の実施状況

指導件数								備考
融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	

(注)指導件数欄は、主として行った指導項目を記入すること。

(4) 相談指導顧問設置事業

委嘱人員	委嘱期間	延日数	相談指導件数	備考

(5) 経営指導員による巡回指導の実施状況

区分 業種	対象指導 延日	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
営業者に 対して 行うもの	日	件	件	件	件	件	件	件	件	
相談所等 を開設し 行うもの										相談所等 開設数 か所

(注) 指導件数欄は、主として行った指導項目を記入すること。

(6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導の実施状況

ア 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導

対象業種	特別相談員数	融資申込件数	融資指導件数	融資指導延日数	備考
	人	件	件	日	

イ 生衛業特別指導事業

対象業種	指導内容	特別相談員数	特別指導件数	特別指導延日数	備考
		人	件	日	

(注) 指導内容欄は、主として行った指導事項を記入すること。

ウ 生衛業特別指導活動に関する連絡会議等

対象業種	開催日程	出席人員	会議内容	備考

(7)生活衛生関係営業再生特別支援事業

ア 特別相談窓口事業

開催地	開催日	相談員(業種)	備考

イ 特別研修会事業

開催日程	出席人員	研修内容	備考

(8)相談支援連絡協議会事業

開催日程	出席人員	内 容	備 考

2 分野調整等指導事業

(1) 分野調整事業協議会設置状況

氏 名	職 名	備 考

(2) 分野調整事業協議会開催状況

協議会開催状況	協議内容	備考
1		
2		
3		
計 回		

(3) 調査状況

調査名	調査内容	備考

(4) 事業活動調整員設置事業

ア 事業活動調整員の設置状況

氏 名	設置年月日	設置対象月数	職 名	活動内容

イ 案件処理状況

年 月 日	案 件	処 理 状 況

3 生活衛生営業健康推進等事業

(1) 健康入浴推進員養成講習会事業

事 業 名	内 容

(2) 飲食店健康増進等普及支援事業

事 業 名	内 容

(3) 生衛業地域生活支援事業

事 業 名	内 容

(4) クリーニング包装材等リサイクル推進事業

事 業 名	内 容

(5) 災害時支援体制整備等推進事業

事 業 名	内 容

(6) 新型インフルエンザ等感染症対策事業

事 業 名	内 容

(7) 苦情処理体制整備事業

事 業 名	内 容

(8) まちおこし推進事業

事 業 名	内 容

都道府県環境衛生営業指導センターとする。ただし、都道府県環境衛生営業指導センターを指定していない都道府県にあっては、都道府県環境衛生同業組合連絡協議会とする。

第三 業務内容

「相談室」は、環境衛生関係営業者に対する衛生水準の向上、経営上必要な融資、税務、労務等の相談及び消費者の苦情等に関する相談の業務を行うものとする。

第四 設備

相談指導業務を円滑に行うため、必要な設備及び備品を設けること。

第五 相談員等の資格

- 1 「相談室」の相談業務は、環境衛生営業經營指導員、環境衛生営業經營特別相談員がこれにあたるものとする。
- 2 「相談室」の機能を充実させるため、補助職員を置くものとする。

第六 相談員等の職務

- 1 相談員は、営業者からもち込まれる相談案件に対して、經營上必要な事項について指導するとともに消費者からの苦情相談の処理にあたるものとする。
 - 2 補助職員は、「相談室」の運営に係る庶務等一般の業務を担当するものとする。
- のとする。

第二 設置主体

第一章 環境衛生関係営業 環境衛生営業相談室の運営について

三一〇六

2 相談は、面接もしくは文書指導等により行うものとする。

3 相談事業を実施するにあたっては、都道府県衛生主管部局、當

該保健所及び各環境衛生同業組合等と緊密な連絡を図るものとす
る。

4 「相談室」が利用者に対し十分活用されるよう、開設日、相

談内容等について周知徹底を図るものとする。

第八 経費の負担

経費の負担については、毎年度環境衛生指導助成費交付要綱で定

める額とする。

第九 この要綱は、昭和五十二年七月一日から適用する。

附 則（第一次改正）

この一部改正は、昭和五十五年四月一日から施行する。

別 紙

環境衛生営業相談室の運営について

第一 趣旨

環境衛生関係営業は、国民の日常生活に密接な関係を有する営業であり、そのため、営業施設の衛生水準の向上、消費者に対するサービスの改善等について相談、指導を実施することが必要であり、これに加えて、環境衛生関係営業は過当競争の状況におかれていることから、事業活動の調整に必要な情報の収集等の業務を行うため、都道府県環境衛生営業指導センター又は都道府県環境衛生同業組合連絡協議会に環境衛生営業相談室（以下「相談室」という。）を設けるものであること。

〔昭和五十二年五月二十一日 環指第六〇〇号
各都道府県衛生主管部局宛 厚生省環境衛生局指導
課長通知 第一次改正 「昭和五五年四月一日環指第五三号」

〔改正経過〕

第一次改正 「昭和五五年四月一日環指第五三号」

第二 設置

1 所在の表示

相談室の所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示板等により表示すること。

2 設備及び備品

相談室は、利用者の利便・心理的要素を十分考慮し、少なくとも相談を行うに当たっては、ついたて等により、相談する場所と待合場所等を区分すること。

また、相談に必要な備品として次のものを備えること。

- (1) 相談用の机および椅子
 - (2) 待合用の椅子
 - (3) 電話機
 - (4) 帳簿等
 - (5) ケースファイル等
- ア 相談カード イ 相談計画簿 ウ その他

第三 相談室の機構

相談室は、経営指導員、経営特別相談員及び補助職員をもつて構成する。なお、相談に当つては必要に応じ専門の者を活用する等、十分配慮すること。

第四 運営等

- 1 相談室の機能が十分發揮されるよう、保健所、環境衛生同業組合等関係機関と連携を密にするとともに、毎月相談日を定める等、相談室の広報活動につとめること。

2 相談室の事業の処理に当たつては、迅速な解決につとめること。

3 相談に当たつては、その種別、相談経過、指導後の状況等を相談カード等に明確に記録しておくこと。

- 4 相談は原則として面接により行うものとするが、電話相談にも応じられるような執務体制としておくこと。
- 5 相談業務上知り得た秘密は、他に洩れることのないよう十分配慮すること。

附 則（第一次改正）

この一部改正は、昭和五十五年四月一日から施行する。

務事務の円滑化を促進することを目的とする。

2 実施方法

本事業は、都道府県環境衛生営業指導センターにおいて実施するものとし、必要に応じて経営特別相談員等の協力を得るものとする。

○税務相談等事業の実施について

〔平成二年六月八日 厚生省生活衛生局長通知〕
各都道府県知事宛

平成元年四月から導入された消費税については、新しい税制であることから環境衛生関係営業が適切に対応できるよう平成元年度事業として消費税円滑化対策事業を実施したところであるが、消費税などの税制度については、環境衛生関係営業にとって経営の健全化を図るためによく理解しておかなければならぬ問題であることから、今後においても税に関する相談指導を推進するため、別紙「税務相談等事業実施要領」を定めたので、この旨御了知のうえ、当該事業が円滑に実施されるよう環境衛生営業指導センター等に対する指導についてよろしくお願いする。

〔別紙〕 税務相談等事業実施要領

1 目的

環境衛生関係営業において、経理事務に占める税の取扱は相当負担が大きいところである。税制度は複雑な仕組みであり、その改正は頻繁であって、個人企業が大半である環境衛生関係営業において適切に対応するには難しいものがあるので、専門家を活用した税務相談指導体制を整備し、環境衛生関係営業の税務事務の効率化、税

3 事業内容

事業は次の内容とし、状況に応じて各事業内容を組み合わせ、効果的な事業の実施を図るものとする。

- (1) 税務に関する窓口相談事業
- (2) 税理士等専門家により、環境衛生関係営業者に対する税務処理相談指導の実施
- (3) 税務講習会等の開催
 - 所得税、法人税、事業税、固定資産税等の税制改正について、その内容や経営への影響等に関し周知指導を行う講習会、研修会又は広報事業等の実施
- (4) 記帳機械化等推進事業
 - 記帳事務、税務処理事務の合理化を図るための機械化を推進する講習会等の実施

- (4) その他税務相談指導に必要と認められる事業の実施
 - この要領は、平成二年四月一日から適用する。

環境衛生営業相談室（以下「相談室」という。）を設置し実施しているところであるが、最近、消費者ニーズの変化による営業形態の多様化、あるいは経済環境の急激な変化に伴う経営の悪化等により、環衛業者等に対する各種の相談・指導事務が益々増加する傾向にある。

そこで、環衛業者等の要求に的確に応えるべく地域の実情に応じた相談指導事業（以下「地区相談事業」という。）を行うこととし、地区環境衛生営業相談室（以下「地区相談室」という。）を開設し、窓口相談指導事業を行うとともに、積極的な巡回相談指導を行い、環衛業の経営の健全化を促進し、その衛生水準の維持向上と、組織強化を図ることを目的とするものである。

そこで、営業者等の要求に的確に応えるべく地域の実情に応じた相談指導を実施し、環境衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を図ることを目的とし、別紙のとおり「地区環境衛生営業相談指導事業実施要綱」を定めたので、この旨御了知のうえ、これが円滑な運用を期するよう貴管下環境衛生営業指導センター等に対する指導方よろしくお願ひする。

〔別 紙〕

地区環境衛生営業相談指導事業実施要綱

第一 目的

環境衛生関係営業者（以下「環衛業者」という。）等に対する経営、税務、衛生等の相談指導事業については、現在、都道府県環境衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に

○ 地区環境衛生営業相談指導事業の実施について

〔昭和六十二年七月一日 業指第一三七号
各都道府県知事宛 厚生省生活衛生局長通知〕

第二 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県指導センターとする。

第三 実施方法

1 地区相談事業を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ本事業実施に最もふさわしい地区（原則として保健所単位）を選び、当該地区に地区相談室を開設する。

なお、本事業の実施に当たつては、地区相談室開設地区を管轄する保健所の全面的な協力のもとに実施するものとする。

また、地区相談室の開設日以外においても、地区での事後相談指導等を目的とした巡回相談指導を積極的に実施するものとする。

2 都道府県指導センターは、地区相談室の開設日及び巡回相談指

導に当たつては、経営指導員、経営特別相談員、及び経営相談員の効率的な活用をもつてその円滑な業務の推進を図るものとする。

第四 業務内容

地域環衛業者に対する衛生基準の遵守及び経営上必要な融資、税務、労務等の相談指導を行うとともに、消費者の苦情等に関する相談の業務を行うものとする。

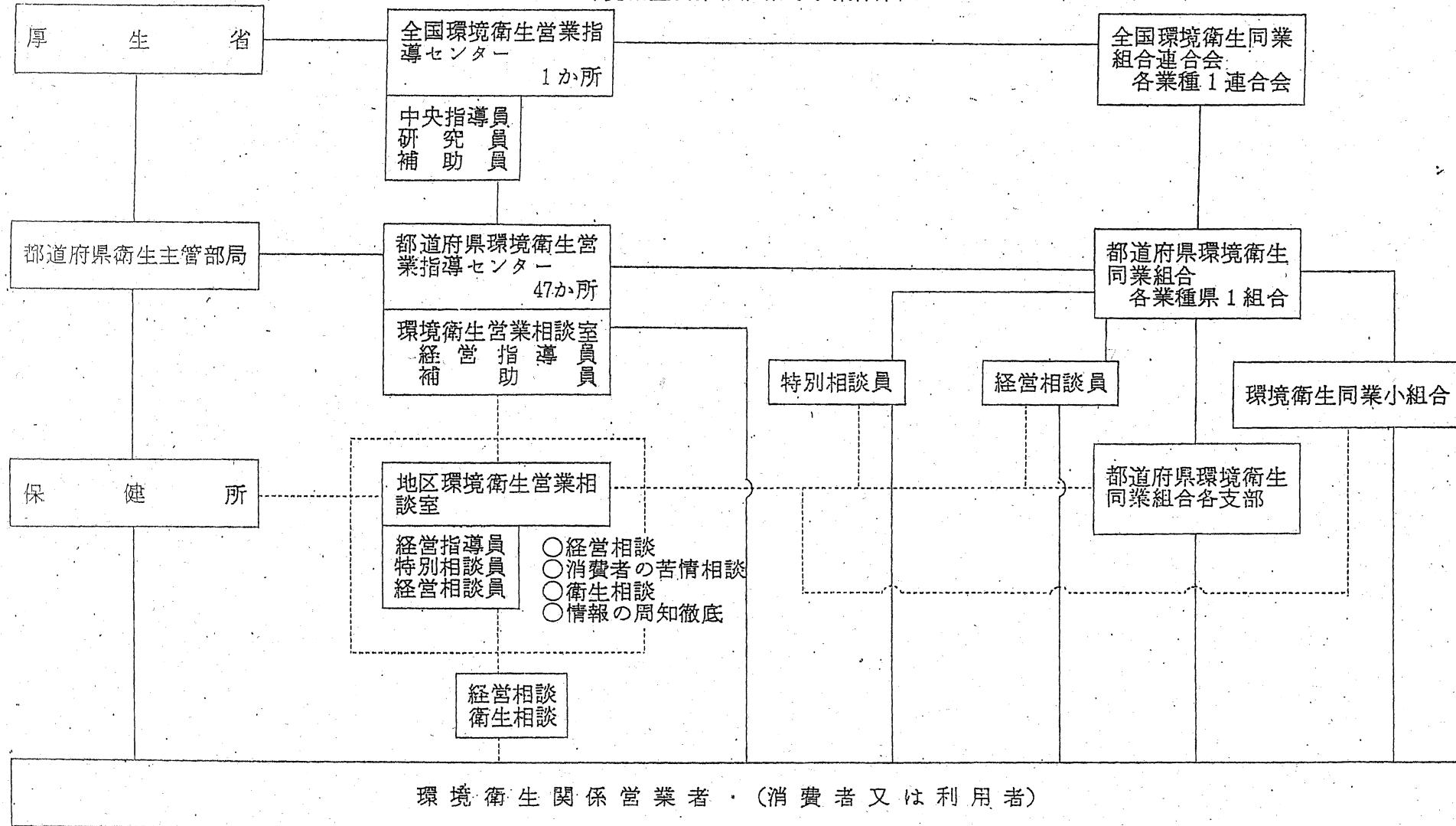
第五 運営方針

- 1 相談は、無料とする。
- 2 相談は、直接もしくは文書指導等により行うものとする。
- 3 相談事業を実施するに当たつては、都道府県衛生主管部局及び保健所並びに各環境衛生同業組合等と緊密な連絡を図るものとする。
- 4 地区相談室が利用者に対して十分活用されるよう、関係機関等の協力を得て開設日、相談内容等について周知徹底を図るものとする。

第六 経費負担

- 経費の負担については、医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱中の環境衛生営業指導費補助金で定める額とする。
- 第七 この要綱は、昭和六十二年四月一日から適用する。

地区環境衛生営業相談指導事業体系図



都道府県の実情に応じ必要な地区に地区環境衛生営業相談室（以下「地区相談室」という。）を毎月定期的に開設し、相談、指導事業を実施することを目的とする。

第二 設置

1 開設日の表示

〔昭和六十二年七月一日 衛指第一三七一二号
各都道府県衛生主管部（局）長宛 厚生省生活衛生局指
導課長通知〕

地区相談室が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示板等により表示するとともに、開設日の広報活動については、当該地区を管轄する保健所及び環境衛生同業組合等関係機関の協力を得て実施するものであること。

2 地区相談室の設置

地区相談室の設置に当たつては、地域の実情に応じ、一地域に固定させ、あるいは他地域に移動させる等、利用者の利便を十分配慮した場所を選定し開設すること。

なお、地区相談室は、利用者の秘密保持を十分考慮し、少なくとも相談、指導を行うに当たつては、衝立等により、相談する場所と待合場所等を区分すること。

第三 構成

地区相談室は、経営指導員、経営特別相談員及び経営相談員をもつて構成する。

なお、相談に当たつては必要に応じ専門の者を活用する等、十分分配慮すること。

地区環境衛生営業相談室設置運営要領

第一 目的

環境衛生関係営業は、国民の日常生活に密接な関係を有する営業であり、このため、都道府県環境衛生営業指導センターに環境衛生営業相談室を設置して営業施設の衛生水準の向上、経営の近代化、合理化を推進し併せて消費者に対するサービスの改善等についての相談、指導を実施しているところであるが、近年、営業者から地域に密着した相談指導窓口の開設が強く望まれているところから、各

第一章 環境衛生関係営業 地区環境衛生営業相談室の運営について

第一章 環境衛生関係営業 地区環境衛生営業相談室の運営について

三一三〇

同業組合等関係機関と定期的に会議を開催し、連携を密にするとともに、地区相談室の広報活動に努めること。

2 地区相談室の事業の処理に当たつては、迅速な解決に努めること。

3 相談に当たつては、その種別、相談経過、指導後の状況等を相談カード等に明確に記録しておくこと。

4 相談指導は原則として面接により行うものとするが、電話相談にも応じられるよう配慮すること。

5 相談指導事業上知り得た秘密は、他に洩れることのないよう十分分配慮すること。

行うため、専門的知識を有する者を相談指導顧問として配置し、相談指導業務の充実強化を図り、環衛業の経営の健全化を促進し、その衛生水準の維持向上を図ることを目的とする。

2 設置

相談指導顧問は、都道府県環境衛生営業指導センターに置くものとする。

〔平成六年六月二十三日 衛指第一一八号
各都道府県知事宛 厚生省生活衛生局長通知〕

○相談指導顧問制度について

〔改正経過〕

第一次改正 平成七年四月三日衛指第一〇五号

近時、環境衛生関係営業をとりまく環境は、国民生活、消費者二一の多様化、高度化といった構造的な変動等により、営業者等に対する各種の相談指導業務が増加する傾向にあるとともに、その内容も専門的で高度なものとなつてきている。

このような状況に対処するため、別紙のとおり「相談指導顧問設置要綱」を定めたので、この旨御了知の上、これが円滑な運用を期するよう貴管下環境衛生営業指導センター等に対する指導方よろしくお願ひする。

〔別紙〕

相談指導顧問設置要綱

1 目的

消費者ニーズの変化による営業形態の多様化、あるいは経済環境の急激な変化に伴う経営の悪化等により各種の相談指導業務が益々増加するとともに、その内容も専門的かつ高度なものが多くなつてきている。このため、これらの相談に的確に応じた相談指導事業を

相談指導顧問制度について

(相談・指導事業等)

○生活衛生営業経営指導員制度について

〔昭和四十九年四月十一日 環衛第六八号〕
各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知

改正經過

〔昭和五五年四月一日環指第五〇号
平成二三年一二月一三日健発第一、
一一六号〕

環境衛生関係営業の一層強力かつ適切な経営の近代化、合理化を促進して、その健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、別紙要綱「環境衛生営業経営指導員設置要綱」を定めたので、これが円滑な運用についてよろしくお取り計らい願いたい。

第一
目的

生活衛生營業經營指導員設置要綱

近年における生活衛生関係営業をとりまく諸情勢は、ますますきびしさを加えている現状であり、経営の健全化が一層強く要望されているところであります。

生活衛生営業経営指導員制度について

このような状況に対応して、個々の営業の体质改善をはかり、その経営の近代化、合理化を一層強力に推進するため、本年度から新たに生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）制度を設け専門的な経営指導体制の充実強化をはかり、生活衛生営業の発展と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

経営指導員は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に置くものとする。

第三身分

第四 業務內容

経営指導員は、生活衛生営業に対する専門的な経営指導にあたることとし、おおむね次のような業務を行うものとする。

- 1 県内の各業種に対する経営指導等に関する当該年度事業計画の企画立案を行う。

2 経理、税務、金融及び労務等経営に関する指導を行う。

3 営業設備の近代化、合理化に関する指導を行う。

4 生活衛生営業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。）の業務執行に関する指導、助言及び情報の提供を行う。

第五 資格

経営指導員は、人格が高潔で教養、識見を有し、かつ、当該業務

生活衛生営業経営指導員制度について

に熱意のある者であつて、次の各号のいずれかの要件を満たし、原則として、年齢が六〇歳以下であるものとする。

なお、経営指導員は、全国生活衛生営業指導センターが行う経営指導員研修を受講するなどし、その資質・能力の向上に努めなければならない。

1 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有すること。

2 大学卒業者であつて、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近五年のうち二年以上従事した経験を有するものであること。

3 短期大学（専門学校、旧制高校を含む。）の卒業者であつて、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近五年のうち三年以上従事した経験を有するものであること。

4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近五年以上従事した者であつて都道府県知事が適当と認めたものであること。

5 1、2、3又は4に規定するものと同等以上の経験、能力を有するものであつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。

第六 経費の負担

1 経費の負担については、医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱中の生活衛生営業指導費補助金で定める額とする。

2 経営指導員研修に必要な経費については、予算の範囲内において、厚生労働大臣が別に定める生活衛生振興助成費等補助金の交付要綱により、補助対象経費として算入することができる。

第七 この要綱は昭和四十九年四月十一日から適用する。

前文（第二次改正）抄

〔前略〕 平成十四年一月一日から適用する。

生活衛生関係営業経営改善資金金融資制度要綱

制定	平成20年10月1日
	健発第1001001号
一部改正	平成21年4月14日
	健発第0414001号
一部改正	平成22年4月1日
	健発0401第2号

1 目的

本制度は、生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）又は都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）（以下「生衛組合等」という。）の実施する経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金を生衛組合の長又は都道府県指導センターの長（以下「理事長等」という。）の推薦に基づき、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）（以下「公庫」という。）から無担保、無保証人で低利に融資することにより、小規模事業者の経営の改善を促進することを目的とする。

2 融資対象及び融資条件

（1）融資対象

常時使用する従業員の数が5人以下の企業（以下「小規模事業者」という。）

（2）融資条件

① 貸付限度は、1,000万円以内（解散前の国民生活金融公庫（以下「旧国民公庫」という。）の生活衛生関係営業経営改善資金金融資制度要綱（平成11年10月1日付け生衛発第1456号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金金融資に係る残高を含む。）とする。

なお、小規模事業者経営改善資金貸付（旧国民公庫の小規模事業者経営改善資金金融資制度要綱（昭和48年9月21日付け48企庁第1154号）に規定された小規模事業者経営改善資金金融資を含む。）との合計額が1,000万円を超えないものとする。

② 貸付期間は、次に定めるところによる。

ア 設備資金にあっては、7年以内とする。

イ 運転資金にあっては、5年以内とする。

③ 据置期間は、6カ月以内とする。

④ 無担保、無保証人とする。

⑤ 貸付利率は、別に定める経営改善利率とする。

3 生衛組合等における推薦

（1）都道府県知事が委嘱した生衛組合等の生活衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）又は都道府県指導センターに設置されている生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の経営指導に基づく経営改善の実施に必要な資金について本融資を受けようとする小規模事業者は、当該営業の属する業種に係る生衛組合（生衛組合の未結成の業種の営業者にあっては、都道府県指導センター又は都道府県指導センターの指定する生衛組合）に対し、融資の推薦の申込みを行う。この場合において、推薦申込の行為は、その事業主（法人にあっては、その役員）自身又はその家族若しくは従業員であって経営内容を把握している者により行わなけ

ればならない。

- (2) 申込については、小規模事業者が自ら記入することが困難なときは、経営特別相談員、経営指導員又はその他の職員がこれを補助するものとする。
- (3) 経営特別相談員又は経営指導員は、小規模事業者の申込みの受付に際しては、当該申込者が次の要件を満たしていることを確認するものとする。
- ① 都道府県知事等から営業許可等を受けて営業を営む小規模事業者であること。
 - ② 従前から経営特別相談員又は経営指導員による経営指導を受けている者であること。
 - ③ 最近1年以上同一生衛組合の地区内で同一事業を営んでいる者であること。
 - ④ 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む。）について納期限の到来している当該義務納税額（延納、納税猶予又は納期限の延長に係る税額を除く。）を全て完納している者であること。
 - ⑤ 公庫の非融資対象業種等に属していない者であること。
- (4) 融資の推薦の申込みを受けた案件について、経営特別相談員又は経営指導員は、当該案件に係る次の要件の適否について審査のうえ、意見を付し生衛組合等の理事長に提出するものとする。
なお、審査に当たっては現場調査を行うものとする。ただし、経営特別相談員又は経営指導員が既に現場調査を行う等により、当該小規模事業者の事業所の状況等を生衛組合等が確実に把握している場合はこの限りでない。
- ① 原則として6カ月以前から経営指導を受けている者であって、経営特別相談員又は経営指導員による経営指導に基づく衛生水準の向上、経営の近代化、営業方法の改善、その他経営又は技術の改善のために必要な資金の融資に係るものであること。
 - ② 本融資が無担保、無保証人であることにかんがみ、生衛組合等の記帳指導を現に受けている者、その他伝票等帳票類から生衛組合等がその経理内容を確実に把握できる者であること。
 - ③ 担保又は保証について余力があり、他の金融制度の利用が明らかに可能である者等でないこと。
- (5) 生衛組合等は、推薦案件の審査を行うため特別融資審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。
理事長は、経営特別相談員又は経営指導員が審査を行った推薦案件について、必要な書類を整備の上、審査委員会に付議するものとする。
- (6) 審査委員会は少なくとも毎月1回開催するものとする。審査委員会は、理事長の要請に基づき、審査委員会委員長が招集する。
- (7) 審査委員会においては、経営特別相談員又は経営指導員の判定を審査し、出席委員の全会一致で推薦案件を決定するものとし、決定した場合は、その旨を証する書類（以下「推薦審査結果証明書」という。）に出席委員全員が署名、押印するものとする。
- (8) 理事長は、審査委員会の意見に基づき、推薦決定条件に順位を付し、審査委員会の推薦審査結果証明書を添付して公庫に推薦する。なお、非推薦案件については、その旨当該小規模事業者に通知する。
- (9) 経営特別相談員、経営指導員及び審査委員会は、できるだけ早急に審査を行うとともに、他方、本制度が無担保、無保証人融資であることにかんがみ、放漫な運用により本制度の円滑な運営を阻害することのないよう、慎重かつ公正に行うよう留意するものとする。
- (10) 生衛組合等は、生活衛生関係営業改善資金推薦事務取扱要領を定め、融資の推薦に関する事務を適正かつ合理的に行うものとする。
- (11) 融資の推薦事務に携る理事長、審査委員会委員、経営特別相談員、経営指導員及びその他の関係者は業務上知り得た小規模事業者に関する事業内容、審査委員会における審査内容等を他人に

漏らしてはならないものとする。

4 公庫における融資業務

- (1) 本制度の融資業務は、株式会社日本政策金融公庫国民生活事業の直接貸付で行うものとする。
- (2) 融資に係る金融審査は、公庫の責任において行うものであるが、必要に応じ生衛組合等との連絡を図りつつ迅速に進めるよう努めるものとする。
- (3) 公庫は、貸付決定結果を当該小規模事業者に通知するとともに、生衛組合等に対し、その旨を連絡（否決の場合には、特に小規模事業者に通知する前に行うものとする。）するものとする。

5 貸付枠

公庫は、必要に応じ、都道府県単位に貸付枠を厚生労働省と協議のうえ定めるものとし、変更する場合もまた同様とする。

6 その他

- (1) 生衛組合等は、公庫に対し、審査場所の提供等の便宜供与を行い、公庫は適宜職員を生衛組合等に派遣する等により相互に密接な協力をを行うものとする。また、生衛組合等と公庫は、制度運用及び審査方法等に関する定期協議を行うものとする。
- (2) 生衛組合等は、貸付案件等については、その後の経営改善の状況を把握するように努めるとともに、公庫の貸付金回収に当たっても十分これに協力するものとする。
- (3) 生衛組合等は、本制度の実行に当たり、その指導体制の強化が前提であるので、経営特別相談員及び経営指導員の充足、資質の向上、役職員の指導力の強化その他機関の整備に努めるとともに、地区内の小規模事業者の組織化の推進等地区内の小規模事業者と密着した指導体制の確立に努めるものとする。
- (4) 本資金の返済を怠った者については、公庫はその旨を生衛組合等に連絡するものとし、生衛組合等はその者に対しては、本資金の推薦を行わないものとする。ただし、天災、火災等真にやむを得ない事由による場合は、この限りではない。
- (5) 公庫は、都道府県単位の貸付状況、事故発生状況等を定期的に、厚生労働省に報告するものとする。
- (6) 本制度の運用に当たり、事故率が一定の水準を上回る生衛組合等は、事故原因、返済の見通し及び事故防止のための改善措置等に關し厚生労働省に報告するものとする。なお、当該報告後も改善が見られない場合、本制度の運営が不当と認められた場合、又は経営指導事業の実施が十分でないと認められた場合には、厚生労働省は必要に応じ、公庫又は生衛組合等に対して、改善方の指示、貸付枠の削減、推薦の一定期間の停止等の措置をとることができるものとする。

7 取扱期間

取扱期間は、平成24年3月31日までとし、それまでの間に社会経済情勢等を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

附 則

1 貸付限度の特例

平成21年4月24日から平成23年3月31日までに貸付の申込を行ったものの貸付限度は、2の(2)の①の規定にかかわらず、当該規定に定める貸付限度額を1,500万円（解散前の国民生活金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱（平成11年10月1日付け蔵政第625号・生衛発第1455号）に規定された生活衛生関係営業経営改善資金貸付に係

る残高を含む。)とする。

なお、この場合、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で旧環境衛生金融公庫が融資した消費税導入円滑化貸付、経営基盤強化貸付、活性化貸付及び発展基盤整備貸付の合計額が2,000万円を超えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(解散前の国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(昭和52年5月12日付け蔵銀第1362号・52企庁第683号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。)との合計額が1,500万円を超えないものとする。

2 貸付期間の特例

平成21年4月24日から平成23年3月31日までに貸付の申込を行ったものについては、2の(2)の②の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金にあっては10年以内、運転資金にあっては7年以内とする。

3 据置期間の特例

平成21年4月24日から平成23年3月31日までに貸付の申込を行ったものについては、2の(2)の③の規定にかかわらず、据置期間を設備資金にあっては2年以内、運転資金にあっては1年以内とする。

健衛発第0331008号、
平成20年3月31日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

国民生活金融公庫における小規模事業者経営改善資金貸付に係る
生活衛生関係営業者への設備資金の取扱について

標記貸付制度は、平成20年度より生活衛生関係営業者に対する設備資金をその資金使途に追加したところであるが、生活衛生関係営業に係る設備資金については、衛生水準を十分に確保した上での融資が必要であることから、平成20年4月1日より、同貸付制度において生活衛生関係営業者が設備資金の借入申込を行った場合には、経営特別相談員又は経営指導員（以下「経営特別相談員等」という。）が、商工会等の経営指導員による経営指導を行う中で、衛生水準に関する助言を行うこととしました。

ついては、別添のとおり「小企業等経営改善資金融資制度の運用について」（平成20年3月21日付け平成20・03・13中庁第6号中小企業庁経営支援部長通知）の6により通知されたので、これを適正に実施していただきますよう貴管下関係機関に周知・指導方よろしくお願ひします。

なお、衛生水準に係る助言をする中で、商工会等に直接出向いて実施する場合もあるが、その際の要する旅費については、生活衛生営業指導費補助金に関する交付要綱中の生活衛生営業指導事業の対象となるので申し添えます。

経済産業省

平成 20・03・13 中庁第 6 号

平成 20 年 3 月 21 日

全国商工会連合会

会長 清家 孝 殿

中小企業庁経営支援部長 長尾 尚人

小企業等経営改善資金融資制度の運用について

小企業等経営改善資金融資制度要綱（昭和 48 年 9 月 21 日付け 48 企庁第 1154 号、以下「制度要綱」という。）の一部改正（平成 20 年 3 月 13 日付け平成 20・03・13 中庁第 5 号）に係る本制度の運用等については、下記のとおり取り扱われますようよろしくお願ひいたします。

記

1. 融資対象について

制度改正により、融資対象を小企業者（経 I）と小企業者に準ずる者（経 II）を統合した小規模事業者とし、制度名を「小企業等経営改善資金融資制度」から「小規模事業者経営改善資金融資制度」に改める。これに伴い、昭和 52 年 5 月 12 日付け「小企業者に準ずる者に係る小企業等経営改善資金融資制度の運用について（52 企庁第 685 号）」を廃止する。

2. 貸付限度について

制度改正により、貸付限度を 1,000 万円とし、貸付限度の特例措置は終了する。これに伴い、本特例措置の運用に係る平成 9 年 12 月 1 日付け「21 世紀を切りひらく緊急経済対策に基づく小企業等経営改善資金融資制度に係る貸付限度の特例の運用について（平成 09・11・25 企庁第 4 号）」の規定の準用についても平成 20 年 3 月 31 日をもって終了することとなる。

3. 貸付期間について

制度改正により、貸付期間を設備資金については7年以内、運転資金については5年以内とし、貸付期間の特例措置は終了する。

4. 定期協議会について

昭和60年1月28日付け「小企業等経営改善資金融資制度の運用について（60企序第12号）」において、会議所等は国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）支店と定期的に会合を行い通達の遵守状況も含めて情報交換を行うこととなっている。

制度改正後についても、公庫及び会議所等からなる定期協議会を開催し、本制度の運用文は審査方法等について必要な連絡調整を図ることとする。

5. 事前確認について

平成元年9月1日付け「小企業等経営改善資金融資制度の運用について（元企序第1404号）」において、迅速な貸付が必要であると認められる案件については、審査会に付議する前に当該案件に係る資料等を公庫に送付し、公庫において事前検討を行うこととされている他、各会議所等において必要に応じて個別案件に関するものも含め公庫の支店との情報交換が行われている。

制度改正後については、少なくとも本制度の貸付実績等の指標に照らして必要と認められる会議所等においては、審査の際に直近の延滞状況や公庫の普通貸付等の取引状況について公庫の支店に確認するものとする。

6. 生活衛生関係営業者の設備資金利用について

制度改正により、生活衛生関係営業者については、運転資金に加え設備資金の利用も可能となる。これに伴い、会議所等は、生活衛生同業組合等と経営指導の方法や生活衛生規制等の状況等について定期的に情報交換を行うこととする。また、生活衛生関係営業者の設備資金の貸付に係る推薦に当たっては、当該設備資金の使途が以下のいずれかに該当する場合、経営指導員は生活衛生同業組合等の生活衛生営業経営特別相談員からの助言を求めることがある。

なお、この際の当該案件に係る情報提供については、匿名性を確保することとし、特に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の個人情報に該当しない範囲で行うこととする。

（1）新築又は一定の規模を超える家屋の構造を変更する改築

（2）その他経営指導員が必要と判断する場合

7. 経営指導期間の短縮及び融資後の指導等について

制度改正により、情報通信技術を活用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が隨時財務状況を確認できる小規模事業者の場合その他経営指導員が経営指導期間を短縮することが適当と認められる場合には、経営指導期間を短縮することができるようとなる。

会議所等は、制度要綱VI(2)及び昭和50年12月25日付け「小企業経営改善資金融資制度の運用について(50企庁第1556号)」において、融資後の企業の経営状況や経営改善の効果等について把握するとともに適切な指導を行うこととなっていきるところであり、経営指導期間を短縮した案件については特にこの点に留意して実態把握及び指導を行うものとする。

なお、会議所等は、経営指導期間の短縮の有無にかかわらず、貸付残高金額が550万円を超えることとなる案件については、融資実施後6か月以内に1回以上、実施訪問を行うこと等により、その後の経営状況を把握することとし、公庫の支店が債権管理の観点から求める情報について当該支店に対して報告することとする。

8. 審査会の簡素化について

制度改正により、情報通信技術を活用して財務会計の透明化を図っているなど、経営指導員が隨時財務状況を確認できる小規模事業者の場合については、審査会の委員長が経営指導員の判定を審査することにより、推薦案件を決定しうることとなる。

また、平成元年9月1日付け「小企業等経営改善資金融資制度の運用について(元企庁第1404号)」に定める記の1.の一定の要件を満たす企業に係る案件については、制度要綱III(9)のその他当該企業の経理の把握状況等が一定の水準にあると認められるものとして取り扱うものとする。

経営特別相談員及び経営指導員は、おおむね次のような業務を行ふものとする。

ア 県内の風俗関係の営業施設の調査、指導

イ 営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画（振興計画）の策定及び事業の促進等の指導

〔昭和六十年四月五日
各都道府県知事宛
厚生省生活衛生局長通知〕

環境衛生営業をとり巻く新たな問題等に適切に対応するため、標記事業を実施することとし、別紙のとおり、「環境衛生特別指導事業実施要領」を定めたので、この旨御了知のうえ、円滑な運用を期するよう貴管下環境衛生営業指導センター等に対する指導についてよろしくお願ひする。

〔別紙〕

環境衛生特別指導事業実施要領

1 目的

環境衛生をとり巻く環境は著しく変化しており新たな問題も数多く発生している状況にあるため、専門的な経営指導等を実施し、環境衛生の健全な発展と衛生の向上及び確保に資することを目的とする。

2 実施方法

本事業は、都道府県環境衛生営業指導センターにおいて巡回指導等により実行することとし、環境衛生営業経営特別相談員（以下「経営特別相談員」という。）及び環境衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）がこれにあたるものとする。

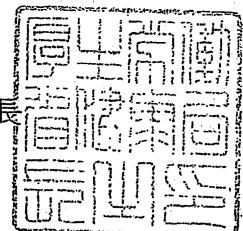
3 業務内容

第一章 環境衛生関係営業 環衛業特別指導事業の実施について

健発第0408005号
平成16年4月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



生活衛生関係営業再生特別支援事業の実施について

我が国は、かつて経験したことがない長期化する景気低迷や金融環境の急激な変化の中にあり、個々の営業者で経営を再生することが困難な生活衛生関係営業者の多くが廃業を余儀なくされている。このような社会状況下で、都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導体制の強化を図ることにより、再生可能な営業者に対して専門的かつ的確に経営改善を促し、これらを早期に再生できるよう支援することが必要である。

このため、別紙のとおり「生活衛生関係営業再生特別支援事業実施要領」を定めたので、この旨御了知の上、円滑な運用を期するよう貴管下生活衛生営業指導センターに対する指導方よろしくお願いします。

別 紙

生活衛生関係営業再生特別支援事業実施要領

1. 目的

近年の生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）を取り巻く社会、経済状況は、我が国の長期化する景気低迷や金融環境の急激な変化等の中で非常に厳しく、中小零細企業が大部分を占める生衛業者の中多くは廃業を余儀なくされている。このため、このような社会状況下で生衛業者への経営指導体制の強化を図り、再生可能な営業者に対して専門的かつ的確に経営改善を促し、これらを早期に再生させることを目的とする。

2. 実施主体

本事業は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）において実施する。

3. 事業内容

（1）生活衛生関係営業再生支援等特別相談窓口事業

経営上必要な融資、税務、労務等に関する専門的知識を有する者が対応する生活衛生関係営業再生支援等特別相談窓口（以下「特別相談窓口」という。）を都道府県指導センターに設置し、再生可能な生衛業者に対して専門的かつ具体的な経営改善指導を行うとともに、相談のあった案件について、必要に応じてその後も専門家による経営改善指導を継続する。また、特別相談窓口事業を都道府県指導センター以外の場所や巡回で実施するなど利用者の利便性にも配慮する。

（2）生活衛生関係営業再生等支援特別研修会事業

特別相談窓口事業を実施する際、相談に当たる専門家を補助、支援する生活衛生営業経営特別相談員（以下「特別相談員」という。）の専門知識、指導技術を研修により更に高めることにより、特別相談窓口事業の専門性及び効果の向上を図るほか、生衛業の将来を担う者等の経営改善等に関する高度な専門知識の向上を図るために生活衛生関係営業再生支援等特別研修会（以下「特別研修会」という。）を開催する。

4. 相談員等の資格

（1）特別相談窓口業務及び特別研修会業務は、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門的知識を有する者のほか、利用者の意向に配慮しつつ特別相談員を活用する。

（2）特別相談窓口の相談を担当する専門家は、特に経営改善等において実績のあ

る者を充てるよう努める。

5. 相談員等の職務

- (1) 特別相談窓口の相談員は、営業者から持ち込まれる相談案件に対して、経営再生に必要な事項について指導する。
- (2) 特別研修会の講師は、生衛業の将来性及び技術力を的確に把握し、営業者に専門的な経営指導を行える人材を育成するための研修を行う。

6. 運営方針

(1) 特別相談窓口事業

- ア 相談場所は、都道府県指導センター内の他、既存の地区相談室を活用するなど、地域単位、巡回で行うことにも配慮する。
- イ 特別相談窓口が営業者によって十分活用されるよう、開設日、会場、相談担当者名等について周知徹底を図る。
- ウ 相談は、無料とし、予約制で行う。
- エ 相談に当たっては、その種別、相談経過、指導後の状況等を記録簿に記入し、他の相談等に活用できるようにする。
- オ 相談業務上知り得た秘密は、他に洩れることのないよう十分に注意する。

(2) 特別研修会事業

- ア 特別研修会は、各生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）からの推薦により参加することができるものとする。
- イ 特別研修会は、一部の生衛組合に偏ることなく、多くの生衛組合から参加できるようにする。
- ウ 特別研修会における研修の内容等は都道府県指導センターに保存し、研修参加者以外の者が閲覧できるようにする。

7. 経費負担

経費の負担については、医療関係者養成確保対策費等補助金交付要綱中の生活衛生営業指導費補助金で定める額とする。

8. この要領は平成16年4月1日より適用する。

健発第0327008号
平成21年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

相談支援連絡協議会事業の実施について

昨今の厳しい経済状況の中で、生活衛生関係営業に対しても深刻な影響が生じているところであり、政府・与党がまとめた昨年8月の「安心実現のための緊急総合対策」及び10月の「生活対策」において、生活衛生関係営業者に対する経営相談や金融等による支援強化が求められているところである。

このような状況下においては、都道府県生活衛生営業指導センターの役割・機能が重要であることから、経営指導員等の資質の向上を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫や生活衛生同業組合等関係機関との連携強化による貸付制度の効果的な活用のため、今般、別紙のとおり「相談支援連絡協議会事業実施要綱」を定めることとしたので、この旨御了知の上、円滑な運営を期するよう貴管内の都道府県生活衛生営業指導センターに対する御指導方よろしくお願いする。

別 紙

相談支援連絡協議会事業実施要綱

1 目的

本事業は、経営指導員等の資質の向上及び株式会社日本政策金融公庫等の関係機関との連携強化を図ることで、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）による生活衛生関係営業に対する相談支援の強化及び株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用を促進することを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県指導センターにおいて実施するものとする。

3 事業内容

- (1) 生活衛生営業経営指導員及び生活衛生営業経営特別相談員の資質の向上を図るため、弁護士、税理士、中小企業診断士等の専門知識を有する者を講師とする研修会を開催する。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫及び生活衛生同業組合等関係機関と相談内容や対応困難な相談事例等について情報交換し、対応策を協議するため、定期的な会合を開催する。

4 経費

この要綱に基づく事業に要する経費については、別に定めるところにより予算の範囲内で国庫補助する。

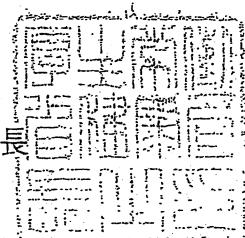
5 この要綱は平成21年4月1日から適用する。

健発第0327017号

平成18年3月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



分野調整指導事業の実施について

全国規模の規制改革・民間開放要望(第5次提案)において鳥取県から、標記事業の実施に当たって都道府県生活衛生営業指導センターの自主性を尊重する観点から、都道府県知事との協議は不要とすることを内容とする提案がされた。

ついては、今般、昭和61年7月9日衛指第110号厚生省生活衛生局長通知を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、この旨御了知の上、円滑な運用を期するよう貴管内の都道府県生活衛生営業指導センターに対する指導方よろしくお願ひする。

新旧対照表

新	旧
<p>近年、<u>生活衛生関係営業</u>は、過当競争に加え、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化の傾向にある。</p> <p>そこで、これらの問題に適切に対応するため標記事業を実施することとし、別紙のとおり「分野調整等指導事業実施要綱」を定めたので、この旨御了知のうえ、これが円滑な運用を期するよう貴管下<u>生活衛生営業指導センター</u>等に対する指導方よろしくお願ひする。</p>	<p>近年、<u>環境衛生関係営業</u>は、過当競争に加え、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化の傾向にある。</p> <p>そこで、これらの問題に適切に対応するため標記事業を実施することとし、別紙のとおり「分野調整等指導事業実施要綱」を定めたので、この旨御了知のうえ、これが円滑な運用を期するよう貴管下<u>環境衛生営業指導センター</u>等に対する指導方よろしくお願ひする。</p>
<p>[別紙] 分野調整等指導事業実施要綱</p> <p>第一 目的</p> <p><u>生活衛生関係営業</u>(以下「<u>生衛業</u>」という。)は、経営規模が零細で、施設数が多いことから、ともすれば過当競争に陥り易い状況にあることに加え、近年、<u>生衛業界</u>においては、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化の傾向にある。</p> <p>そこで、地域の営業者あるいは進出大企業等の事業活動を的確に把握して、紛争等の解決のため相談指導事業等を行い、当事者間の自主的調整の促進及び分野調整全般についての調整検討を行わせるための分野調整事業等(以下「<u>本事業</u>」という。)を実施することにより、<u>生衛業</u>の健全な発展と衛生の向上及び確保を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>第二 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県<u>生活衛生営業指導センター</u>(以下「<u>都道府県指導センター</u>」という。)とする。</p> <p>第三 実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 本事業を円滑に実施するため、都道府県指導センターに別紙1「分野調整事業協議会設置要領」に基づく分野調整事業協議会(以下「<u>協議会</u>」という。)を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図るものとする。 分野調整指導員の活用 <p>都道府県指導センターは、必要に応じ、別紙2「分野調整指導員設置要領」に基づき全国<u>生活衛生営業指導センター</u>理事長が委嘱した分野調整指導員の派遣を要請し、協議会及び都道府県指導センターでの分野調整関係の検討会等に出席を求める意見等を徴することができるものとする。</p> <p>第四 業務内容</p> <p>協議会は、<u>生衛業</u>における分野調整等に係る専門的な相談指導及び調整等に当たることとし、おおむね次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業活動に係る紛争等についての相談、指導 地域の営業者の事業活動状況の調査 	<p>[別紙] 分野調整等指導事業実施要綱</p> <p>第一 目的</p> <p><u>環境衛生関係営業</u>(以下「<u>環衛業</u>」という。)は、経営規模が零細で、施設数が多いことから、ともすれば過当競争に陥り易い状況にあることに加え、近年、<u>環衛業界</u>においては、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化の傾向にある。</p> <p>そこで、地域の営業者あるいは進出大企業等の事業活動を的確に把握して、紛争等の解決のため相談指導事業等を行い、当事者間の自主的調整の促進及び分野調整全般についての調整検討を行わせるための分野調整事業等(以下「<u>本事業</u>」という。)を実施することにより、<u>環衛業</u>の健全な発展と衛生の向上及び確保を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>第二 実施主体</p> <p>本事業の実施主体は、都道府県<u>環境衛生営業指導センター</u>(以下「<u>都道府県指導センター</u>」という。)とする。</p> <p>第三 実施方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 本事業を円滑に実施するため、都道府県指導センターに別紙1「分野調整事業協議会設置要領」に基づく分野調整事業協議会(以下「<u>協議会</u>」という。)を設置し、紛争等に関する相談指導及び調整を図るものとする。 分野調整指導員の活用 <p>都道府県指導センターは、必要に応じ、別紙2「分野調整指導員設置要領」に基づき全国<u>環境衛生営業指導センター</u>理事長が委嘱した分野調整指導員の派遣を要請し、協議会及び都道府県指導センターでの分野調整関係の検討会等に出席を求める意見等を徴することができるものとする。</p> <p>第四 業務内容</p> <p>協議会は、<u>環衛業</u>における分野調整等に係る専門的な相談指導及び調整等に当たることとし、おおむね次の業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業活動に係る紛争等についての相談、指導 地域の営業者の事業活動状況の調査

新	旧
<p>3 進出大企業等の事業活動にかかる情報の収集 4 紛争等に関する意見収集 5 紛争解決のための分析 6 紛争等の処理に関する方針の検討 7 紛争解決のための調整 8 その他分野調整事業等全般について必要と認められる事業</p> <p>第五 関係行政機関等との連携 本事業の実施に当たつては、都道府県関係部局、<u>生活衛生同業組合</u>及び地域商工団体等との間に十分な連携を保つものとする。</p> <p>第六 経費の負担 本事業に係る経費の負担については、毎年度補助金交付要綱で定める額とする。</p> <p>第七 この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。</p>	<p>3 進出大企業等の事業活動にかかる情報の収集 4 紛争等に関する意見収集 5 紛争解決のための分析 6 紛争等の処理に関する方針の検討 7 紛争解決のための調整 8 その他分野調整事業等全般について必要と認められる事業</p> <p>第五 関係行政機関等との連携 本事業の実施に当たつては、都道府県関係部局、<u>環境衛生同業組合</u>及び地域商工団体等との間に十分な連携を保つものとする。</p> <p>第六 経費の負担 本事業に係る経費の負担については、毎年度補助金交付要綱で定める額とする。</p> <p>第七 この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。</p>

新	旧
<p>〔別紙1〕</p> <p style="text-align: center;">分野調整事業協議会設置要領</p> <p>第一 委員の委嘱</p> <p>(1) 分野調整事業協議会(以下「協議会」という。)は、原則として委員10名程度で組織し、委員は、学識経験者、事業活動調整員(昭和53年3月30日環指第23号厚生省生活衛生局長通知「事業活動調整員制度について」に基づき設置された者)、業界代表及び利用者又は消費者代表等の中から、都道府県<u>生活衛生営業指導センター</u>(以下「都道府県指導センター」という。)理事長が委嘱するものとする。 なお、都道府県指導センター理事長が委員の委嘱に際して協議が必要と判断した場合には、都道府県指導センター理事長は都道府県知事に協議するものとする。</p> <p>(2) 委員の委嘱期間は、原則として3年以内とする。</p> <p>(3) 委員は、非常勤とする。</p> <p>第二 協議会の開催</p> <p>都道府県指導センターは、紛争等について営業者等からの相談を受理し、事業活動調整員による調整によつては当事者間の十分な調整が図れないと認めた場合及び分野調整全般にわかつて調査検討を要する場合に、協議会を開催するものとする。</p> <p>第三 協議会の運営</p> <p>都道府県指導センターは、協議会の円滑な運営を図るため、<u>生活衛生同業組合</u>等の意見を徴して「協議会運営要領」を定めるものとする。 なお、都道府県指導センターが「協議会運営要領」を定めるに当たつて協議が必要と判断した場合には、都道府県指導センターは都道府県知事に協議するものとする。</p> <p>第四 協議会の事務</p> <p>協議会の事務は、都道府県指導センターにおいて処理するものとする。</p> <p>第五 その他</p> <p>都道府県指導センターは、協議会の委員を委嘱したとき及び協議会運営要領を定めた場合は、<u>全国生活衛生営業指導センター</u>理事長あて報告するものとする。</p>	<p>〔別紙1〕</p> <p style="text-align: center;">分野調整事業協議会設置要領</p> <p>第一 委員の委嘱</p> <p>(1) 分野調整事業協議会(以下「協議会」という。)は、原則として委員10名程度で組織し、委員は、学識経験者、事業活動調整員(昭和53年3月30日環指第23号厚生省環境衛生局長通知「事業活動調整員制度について」に基づき設置された者)、業界代表及び利用者又は消費者代表等の中から、都道府県<u>環境衛生営業指導センター</u>(以下「都道府県指導センター」という。)理事長が<u>都道府県知事</u>に協議し委嘱するものとする。</p> <p>(2) 委員の委嘱期間は、原則として3年以内とする。</p> <p>(3) 委員は、非常勤とする。</p> <p>第二 協議会の開催</p> <p>都道府県指導センターは、紛争等について営業者等からの相談を受理し、事業活動調整員による調整によつては当事者間の十分な調整が図れないと認めた場合及び分野調整全般にわかつて調査検討を要する場合に、協議会を開催するものとする。</p> <p>第三 協議会の運営</p> <p>都道府県指導センターは、協議会の円滑な運営を図るため、<u>環境衛生同業組合</u>等の意見を徴し、<u>都道府県知事</u>に協議して「協議会運営要領」を定めるものとする。</p> <p>第四 協議会の事務</p> <p>協議会の事務は、都道府県指導センターにおいて処理するものとする。</p> <p>第五 その他</p> <p>都道府県指導センターは、協議会の委員を委嘱したとき及び協議会運営要領を定めた場合は、<u>全国環境衛生営業指導センター</u>理事長あて報告するものとする。</p>

新	旧
<p>〔別紙2〕</p> <p style="text-align: center;">分野調整指導員設置要領</p> <p>1. 目的 近年、<u>生衛業界</u>においては、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化多様化の傾向にあり、的確な対応が求められている。 そのため、<u>全国生活衛生営業指導センター</u>(以下「全国指導センター」という。)に分野調整指導員(以下「分調指導員」という。)を設置し、<u>都道府県生活衛生営業指導センター</u>(以下「都道府県指導センター」という。)の要請に応じ、都道府県指導センターが設置した分野調整事業協議会(以下「協議会」という。)に出席し意見等を述べ紛争の早期解決等を図るための指導等を行うものである。</p> <p>2. 分調指導員の委嘱 (1) 全国指導センターは<u>生衛業</u>に関する識見を有し、かつ分野調整事業等に関し造詣が深い者を厚生労働省に協議のうえ理事長が委嘱する。 (2) 全国指導センター理事長は、地域性を考慮し、おおむね7名程度を委嘱するものとする。 (3) 分調指導員の委嘱期間は、原則として3年以内とする。 (4) 分調指導員は、非常勤とする。</p> <p>3. 分調指導員の派遣 全国指導センター理事長は、都道府県指導センター理事長から分調指導員の派遣要請があつた場合は、速やかに分調指導員と協議のうえ派遣を決定し、その旨を都道府県指導センター理事長あて通知するものとする。</p> <p>4. 分調指導員の業務 分調指導員は、<u>生衛業</u>における分野調整等に係る専門的な指導等にあたることとし、おおむね次の業務を行うものとする。 (1) 協議会に出席し、同協議会の求めに応じ意見を述べること。 (2) 分野調整に関する情報の収集、提供等 (3) 分野調整事業等全般について必要と認められる事業</p> <p>5. 報告 全国指導センター理事長は、分調指導員が協議会に出席した場合等前記4の業務について必要に応じ報告を求めることができる。</p> <p>6. 経費の負担 分調指導員の派遣に要する経費は、派遣要請のあつた都道府県指導センターが負担するものとする。</p>	<p>〔別紙2〕</p> <p style="text-align: center;">分野調整指導員設置要領</p> <p>1. 目的 近年、<u>環衛業界</u>においては、大企業等の進出による紛争が多発化し、その内容も複雑化多様化の傾向にあり、的確な対応が求められている。 そのため、<u>全国環境衛生営業指導センター</u>(以下「全国指導センター」という。)に分野調整指導員(以下「分調指導員」という。)を設置し、<u>都道府県環境衛生営業指導センター</u>(以下「都道府県指導センター」という。)の要請に応じ、都道府県指導センターが設置した分野調整事業協議会(以下「協議会」という。)に出席し意見等を述べ紛争の早期解決等を図るための指導等を行うものである。</p> <p>2. 分調指導員の委嘱 (1) 全国指導センターは<u>環衛業</u>に関する識見を有し、かつ分野調整事業等に関し造詣が深い者を厚生省に協議のうえ理事長が委嘱する。 (2) 全国指導センター理事長は、地域性を考慮し、おおむね7名程度を委嘱するものとする。 (3) 分調指導員の委嘱期間は、原則として3年以内とする。 (4) 分調指導員は、非常勤とする。</p> <p>3. 分調指導員の派遣 全国指導センター理事長は、都道府県指導センター理事長から分調指導員の派遣要請があつた場合は、速やかに分調指導員と協議のうえ派遣を決定し、その旨を都道府県指導センター理事長あて通知するものとする。</p> <p>4. 分調指導員の業務 分調指導員は、<u>環衛業</u>における分野調整等に係る専門的な指導等にあたることとし、おおむね次の業務を行うものとする。 (1) 協議会に出席し、同協議会の求めに応じ意見を述べること。 (2) 分野調整に関する情報の収集、提供等 (3) 分野調整事業等全般について必要と認められる事業</p> <p>5. 報告 全国指導センター理事長は、分調指導員が協議会に出席した場合等前記4の業務について必要に応じ報告を求めることができる。</p> <p>6. 経費の負担 分調指導員の派遣に要する経費は、派遣要請のあつた都道府県指導センターが負担するものとする。</p>

第二 設置

調整員は、都道府県環境衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に置くものとする。ただし、都道府県指導センターを指定していない都道府県にあっては、都道府県環境衛生同業組合連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に置くものとする。

第三 身分

調整員は、都道府県指導センターの長又は連絡協議会の長が委嘱するものとし、非常勤職員とする。

第四 資格

調整員は、経営に関する識見を有し、かつ環衛業に関する造詣が深い者とする。

第五 職務内容

調整員は、地域の営業活動の調和を旨とし、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」、「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」、「小売商業調整特別措置法」等の規定の趣旨にのっとり営業者における事業活動の調整のための自助努力を促進するため、次の職務を行う。

- 1 環衛業における事業活動に係る紛争事例に關し、相談あつせん、調停業務等当事者間の自主解決の促進につとめること。
- 2 地域の環衛業者の事業活動等の状況について、総合的な調査分析を行い必要な情報の収集に努めること。
- 3 経営指導員、特別相談員、一般相談員等と定期的に事業活動の的とする。

〔昭和五十三年三月三十日 環指第二三号
各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知〕

〔改正経過〕

第一次改正 「昭和五五年四月一日環指第五一号」

標記について、今般、別紙「事業活動調整員設置要綱」を定めたので、この旨、御了知の上、当該制度の円滑な運用を期するよう、貴管下環境衛生同業組合連絡協議会等に対する指導方につきよろしくお取り計らい願いたい。

事業活動調整員設置要綱

第一 目的

環境衛生関係営業（以下「環衛業」という。）は、経営規模が零細で、ともすれば過当競争に陥り易い状況に有ることにかんがみ、営業者相互間の事業活動を調整し、もって適正な経営環境を達成するため、各都道府県に事業活動調整員（以下「調整員」という。）を配置し、環衛業の秩序ある発展と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

状況について情報を交換すること。

4 紛争事例について関係行政機関及び都道府県指導センター又は連絡協議会に報告し、調整に係る意見を述べること。

第六 関係行政機関等との連携

調整員は、職務を行うに当たっては厚生省環境衛生局指導課、都道府県関係部局、地域商工団体等との間に十分な連携を保つものとする。

第七 都道府県指導センター等の協力

都道府県指導センター又は連絡協議会は、調整員の職務の円滑な遂行に協力するものとする。

第八 経費の負担

調整員に係る経費の負担については、毎年度環境衛生指導助成費交付要綱に定める額とする。

第九 施行期日

この設置要綱は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（第一次改正）

この一部改正は、昭和五十五年四月一日から施行する。

3 実施方法

都道府県環境衛生営業指導センターの既存のコンピュータを活用し、環衛業に関する情報の収集、分析等情報の整備を図るとともに、全国環境衛生営業指導センターとの情報網を整備する。

4 事業内容

〔平成五年四月一日
各都道府県知事宛
衛指第七三号
厚生省生活衛生局長通知〕

○環衛業情報化整備事業の実施について

近年の多様化した消費者のニーズ等に適切に対応するため、標記事業を実施することとし、別紙のとおり「環衛業情報化整備事業実施要領」を定めたので、この旨御了知のうえ、円滑な運用を期するよう貴管下環境衛生営業指導センター等に対する指導についてよろしくお願ひする。

別紙

環衛業情報化整備事業實施要領

1 目的

近年の多様化した消費者ニーズに対応するため、環衛業に関する情報の収集、分析、蓄積を行い、情報の整備を図ることにより、的確かつ効率的な経営相談、指導等に活用するとともに、都道府県環境衛生営業指導センター業務の効率化及び事務処理の迅速化を図ることを目的とする。

2
实施主体

本事業は、都道府県環境衛生営業指導センターにおいて実施するものとする。

健発0324第19号
平成22年3月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

生活衛生営業健康推進等事業の実施について

我が国の社会経済を取り巻く状況は、少子高齢化が確実に進行し、全国的な人口の減少が今後予想されるなど、多くの課題が存在している。また、新型インフルエンザやレジオネラ症等への対応や消費者・利用者からの苦情への対応なども求められているところである。このような状況を踏まえ、国民生活に密着し、必須のサービスや商品を提供している生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）が、時代の要請に応じた様々な課題に対して迅速に各種の取組を進め、地域の実情に応じた社会的役割を果たすとともに、衛生水準の維持向上及び消費者に対するサービスの向上を図るために、生衛業者の自主的な取組に対する行政による適切な支援が必要である。

このため一般公衆浴場を活用した健康づくり、生活習慣病等の予防、受動喫煙の防止、高齢者や障害者への適切なサービスの提供及び循環型社会の形成といった各種の課題に対する生衛業者の自主的な取組の支援、衛生水準の維持向上及び消費者サービスの向上等を図るため、今般、別紙のとおり「生活衛生営業健康推進等事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から適用することとしたので、この旨御了知の上、円滑な運営を期するよう貴管内の都道府県生活衛生営業指導センターに対する御指導方よろしくお願いする。

また、本事業の推進を図る上では、生衛業担当部（局）と民生主管部（局）及びリサイクル担当部（局）間の連携はもとより、市区町村との連携も不可欠であることから、貴管内市区町村に対する協力要請についても併せて御配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い「生活衛生営業健康推進等事業の実施について」（平成18年3月27日付け健発第0327016号）は、平成22年3月31日をもって廃止する。

別 紙

生活衛生営業健康推進等事業実施要綱

1 目的

本事業は、変動する社会経済の中で、国民生活に密着した営業である生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）が、時代の要請に応じた様々な課題に対して積極的な取組を進め、地域社会に貢献していくとともに、生衛業の振興のため衛生水準の維持向上及び消費者サービスの向上を図ることが重要であることから、各事業の実施により生衛業を中心とした活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）において実施するものとする。

ただし、都道府県指導センターは事業の全部又は一部を、適切な事業運営ができる法人等に委託することができる。

3 事業内容等

別記のとおり。

4 経費

この要綱に基づく事業に要する経費については、別に定めるところにより予算の範囲内で国庫補助する。

別記

1 健康入浴推進員養成講習会事業

(1) 目的

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律が平成16年4月に改正されたことに伴い、国及び地方公共団体は、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならないとされ、また、公衆浴場を経営する者は、国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めることとされた。

このため、都道府県指導センター及び一般公衆浴場が自治体等と協力し、地域住民に身近な交流の場所である一般公衆浴場を活用して、生活習慣病の予防及び改善並びに健康に関する様々な情報の提供、入浴に関する正しい知識の普及及び実践的な指導等を行う健康入浴推進事業の実施を促進し、国民の健康増進に資するとともに、一般公衆浴場の新たな利用方法を普及していくことを目的とする。

(2) 事業内容

健康入浴推進事業を地域に定着させ、長く継続して実施していくための役割を担う者を養成するため、一般公衆浴場業に従事する者等を対象として次の事項に関する健康入浴推進員養成講習会（以下「講習会」という。）を実施し、講習修了者を「健康入浴推進員」として育成する。

- ① 生活習慣病の予防及び改善並びに健康に関する様々な情報の提供を行うための手法
- ② 一般公衆浴場の利用者等に対して、入浴に関する正しい知識の普及及び実践的な指導等を行うために必要な知識
- ③ 健康入浴推進事業の実施運営に必要な知識及び情報並びに先駆的な類似事業の取組例等

(3) 事業運営上の留意事項

- ① 講習会の受講対象者は、一般公衆浴場業の従業者（経営者及びその家族を含む。）のみならず、健康入浴推進事業を支援しようとするボランティア等を含むこと。
- ② 講習会は、自治体及び浴場組合から推薦のあった者のうち、都道府県指導センターが参加を認めた者を受講対象とし、講習修了者については「健康入浴推進員」として都道府県指導センターに登録すること。

- ③ 講習会の資料として次のものを使用すること。
 - ア 全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)が作成した「健康入浴推進の手引き」(平成17年3月)
 - イ 地域の実情に応じて都道府県指導センターが必要と認めて使用するもの
- ④ 講習会における講習の内容、資料等は都道府県指導センターに保存し、講習会参加者以外の者が閲覧できるようにすること。
- ⑤ 受講料は無料とすること。

ただし、昼食、飲料等、実費徴収する必要があると考えられる場合には、都道府県指導センターにおいて判断し、徴収することができる。

2 飲食店健康増進等普及支援事業

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進を図るためにには、国民一人一人が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、自らの生活習慣の改善等により健康の増進に努めるとともに、家庭、地域、職場等の社会全体が、その取組を支援していくことが重要である。

そのため、近年特に国民の食生活において外食等が大きな割合を占めていることを踏まえ、飲食店及びホテル・旅館等(以下「飲食店等」という。)における糖尿病、高血圧等の生活習慣病の予防及び改善に関する栄養・食生活等の正しい情報の提供の取組を推進する。

また、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条において、特に飲食店等、多数の者が利用する施設を管理する者は、利用者について受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されたこと、及び平成17年2月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」(平成16年6月批准)が発効したことから、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の具体的な取組事例のほか、(株)日本政策金融公庫による受動喫煙防止設備への融資制度等を紹介するなど、受動喫煙防止対策への取組を推進し、自ら健康の増進に取り組む個人を支援することを目的とする。

(2) 事業内容

- ① ヘルシーメニュー推進支援事業
 - ア 国民自らが生活習慣病等の発病を予防及び改善するための取組を推進していく

上で、飲食店等において「食事バランスガイド」による1日の望ましい食事のとり方など利用者に生活習慣及び食生活の改善等に関する正しい情報を提供していくことが重要であることを営業者に認識させるとともに、各々の店舗等においてヘルシーメニュー提供事業等を推進していくために必要な知識を習得させるため、飲食店等の営業者等を対象とした管理栄養士等の専門家による講習会を実施する。

イ 飲食店等におけるヘルシーメニュー提供事業等の実施に際する相談及び支援に 対応するための相談窓口を設置する。

② 受動喫煙防止対策推進支援事業

受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業成績が向上した事例等の具体的な取組事例及び(株)日本政策金融公庫による受動喫煙防止設備への融資制度等を紹介するなど、飲食店等の営業者等の受動喫煙防止対策への取組を推進するための講習会を実施する。

③ 原産地表示等推進支援事業

農林水産省に設置された「外食における原産地等の表示に関する検討会」が策定した、「外食における原産地表示に関するガイドライン」（平成17年7月28日）に沿って、原材料の原産地に関する情報を利用者に提供し、飲食店等に対する利用者の信頼を高める取組を進めるとともに、適切な食材の管理手法を習得させるため、飲食店等の営業者等を対象とした講習会を実施する。

④ 食育活動推進事業

飲食店等の営業者は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき食育活動に努める必要があるとされているため、全国指導センターが作成する取組事例集を活用する等により、地域における食育活動を推進するための講習会を実施する。

⑤ 食品リサイクル推進事業

営業者が率先して食品循環資源の再生利用等を推進するための講習会を、全国指導センターが作成する取組事例集を活用する等により実施する。

（3）事業運営上の留意事項

- ① 事業の対象者は、飲食店営業者、喫茶店営業者、ホテル営業者、旅館営業者及び簡易宿所の営業者及び従業者（以下「営業者等」という。）とすること。
- ② 事業は、「ヘルシーメニュー推進支援事業」、「受動喫煙防止対策推進支援事

業」、「原産地表示等推進支援事業」、「食育活動推進事業」及び「食品リサイクル推進事業」のいずれかを、若しくは、地域の実情に応じて各事業を組み合わせて実施するものとすること。

- ③ 講習会の実施及び相談窓口の開設に際しては、開催日、時間帯及び実施回数等について、営業者等が参加しやすいよう配慮すること。
- ④ 講習会における講習の内容、資料等は都道府県指導センターに保存し、講習会参加者以外の者が閲覧できるようにすること。
- ⑤ 講習会の受講料及び相談窓口における相談料は無料とすること。
- ⑥ ヘルシーメニュー推進支援事業及び食育活動推進事業の実施に際しては、都道府県の栄養士会等関係団体との連携に努めること。

3 生衛業地域生活支援事業

(1) 目的

我が国における急速な高齢化の進展を背景として、高齢者や障害者等を含むすべての人が安全で快適な社会生活を送るため、政府及び関係団体等が一体となってハード面及びソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を推進することが要請されている。この課題への対応は福祉や移動交通施策等に限られず、国民の日常生活に極めて深い関係にある生衛業者も社会の構成員として積極的に協力し、地域社会に貢献することが期待されている。

このため、生衛業者が高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供するために必要な知識等を習得するとともに、これらの取組を積極的に行う営業者等の情報を地域住民等に提供するなどにより、多くの国民が安心して快適に生衛業のサービスを利用できる環境を整備し、サービスの質の向上及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 講習会の実施

高齢者や障害者等の来店に際して、適切なサービスを提供するために必要な接客に関する介護等の基礎知識や身体障害者補助犬に関する正しい知識を習得するための講習会を実施する。

② 検討会の開催

学識経験者、生活衛生同業組合及び福祉関係団体等の関係者並びに都道府県及び市区町村の事務担当者等をもって構成する検討会を設置し、地域の実情に応じて次の事項等についての検討を行う。

ア ①の講習及び生活衛生同業組合が独自に実施する①と同様の講習についての受講状況並びに全国理容生活衛生同業組合連合会及び全日本美容業生活衛生同業組合連合会がそれぞれ養成している「ケア理容師」及び「ハートフル美容師」の情報を集約し、バリアフリー化に取り組む営業者が多い地域の選定

イ アにより選定した地域において「生衛業バリアフリーマップ」等を作成・配布する等の普及啓発手法の検討

ウ 「ケア理容師」及び「ハートフル美容師」の活用について、地方公共団体と理容・美容生活衛生同業組合の支部等が連携するなど、寝たきりの高齢者や施設入所者等の外出することが困難な方に対する、質の高い訪問理容・美容サービスを提供するための手法の検討

③ 事業の実施

ア 検討会による検討結果に基づき、「生衛業バリアフリーマップ」の配布等、高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供することができる生衛業者の情報を提供し、当該サービスを必要とする者等に対する普及啓発を行う。

イ 検討会による検討結果に基づき、寝たきりの高齢者や施設入所者等の外出することが困難な方に対して、「ケア理容師」及び「ハートフル美容師」を活用した訪問理容・美容サービスの提供を行う。

(3) 事業運営上の留意事項

① 講習会

ア 講習会の受講対象者は、飲食店、喫茶店、食肉販売、食鳥肉販売、冰雪販売、興行場、ホテル、旅館、簡易宿所、公衆浴場及びクリーニングの各営業者及び従業者（以下「営業者等」という。）とすること。

イ 講習会の実施に際しては、開催日、時間帯及び実施回数等について、営業者等が参加しやすいよう配慮すること。

ウ 講習会における講習の内容、資料等は都道府県指導センターに保存し、講習会参加者以外の者が閲覧できるようにすること。

エ 講習会の受講料は無料とすること。

ただし、昼食、飲料等、実費徴収する必要があると考えられる場合には、都道府県指導センターにおいて判断し、徴収することができることとすること。

② 事業

ア 事業の対象業種は、飲食店、喫茶店、食肉販売、食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、ホテル、旅館、簡易宿所、公衆浴場及びクリーニングとすること。

イ 事業の実施にあたっては、本事業における講習受講者及び生活衛生同業組合がそれぞれで養成している人材の情報を集約し、営業所等の所在地等を分かりやすくするとともに、訪問サービスを受けるための連絡先等を明確にするなど、高齢者や障害者等がより利用しやすい方法での情報提供をするよう、工夫を凝らすこと。

ウ 事業の概要及び事業の実施結果について、検討会に参加した福祉関係団体の関係者等からの意見を付して、全国生活衛生営業指導センターへ報告すること。

エ 訪問理容・美容サービスの事業を実施するに際しては、適切な利用料金を徴収すること。

なお、利用料金の設定については、市区町村で独自の補助制度を備えている場合もあることから、地域の実情に応じて決定すること。

③ その他

ア 事業の実施に際しては、(2)の①及び③ア、イに掲げるものを単独又は組み合わせて実施するなど、地域の実情に応じた効果的な内容を検討すること。

イ 市区町村及び生活衛生同業組合との連携に努め、効果的な事業の実施を図ること。

4 クリーニング包装材等リサイクル推進事業

(1) 目的

本事業は、現在のところ容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の対象とはなっていないクリーニング後の衣類等を梱包するポリ包装材やハンガーについて、地域住民に身近な存在であるクリーニング所が率先してリサイクル等に取り組む姿勢を示し、環境問題に対する地域住民の意識を高揚させること等により、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

クリーニング後の衣類等を梱包するポリ包装材のリサイクルやハンガーのリユースの取組を推進するため、学識経験者及びクリーニング生活衛生同業組合並びに都道府県及び市区町村の事務担当者等をもって構成する検討会を設置し、クリーニング所におけるリサイクルの推進方策、利用者の理解促進方策等について検討を行う。

(3) 事業運営上の留意事項

生活衛生同業組合及びクリーニング所の所在する市区町村と十分な連携を図ること。

5 災害時支援体制整備等推進事業

(1) 目的

我が国では、災害被害がどこにでも起こりうる環境下にあり、多種多様な災害との共生が不可避であるため、災害被害が発生した際に、地域の中で助け合う「共助」の精神が極めて重要であることが、過去に幾度も経験した災害を通じて教えられているところである。

生衛業は国民の日常生活に身近な社会資源であり、防災基本計画（平成17年7月26日中央防災会議決定）においては、「旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める」とされている。このため、近年の様々な災害被害を教訓として、災害発生時に生衛業者と行政が有機的な連携を図り、国民生活を下支えする取組の展開を図るとともに、建築物の耐震改修等について生衛業者が率先して取り組む環境整備が必要とされている。

このような状況を踏まえ、本事業は生衛業者による国民の安全・安心を確保するための取組を推進し、もって地域の防災対策に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 災害時支援体制検討事業

学識経験者、地方公共団体職員、生衛業界関係者、福祉施設関係者等をもって構成する検討会を設置し、避難場所の確保、営業施設の開放や避難場所への出張サービスの実施等、生衛業者が協力する内容や支援体制を検討し、地域の防災計画等と有機的な連携がとれた支援計画を策定するとともに、災害発生時における生衛業者による役務の具体的な提供内容とその費用負担等に係る取り決めを行う。

② 耐震改修等に関する情報提供事業

耐震改修促進法に基づき、地方公共団体が実施している耐震診断・耐震改修に係る助成制度やアスベスト除去に係る助成制度等に関する情報を収集し、生衛業者に対してパンフレット等で分かりやすく情報を提供し、耐震改修等に対する生衛業者

の意識を啓発する。

なお、都道府県指導センターは、必要に応じて学識経験者や業界関係者等をもつて構成する検討会を設置し、パンフレット等の情報提供の内容について意見を求めるものとする。

(3) 事業運営上の留意事項

- ① 事業の対象業種は、飲食店、喫茶店、食肉販売、食鳥肉販売、冰雪販売、理容、美容、興行場、ホテル、旅館、簡易宿所、公衆浴場及びクリーニングとすること。
- ② パンフレット等による情報提供については、生衛業者にとって理解しやすい内容となるよう、工夫を凝らすこと。
- ③ 事業の概要及び実施結果について、検討会に参加した関係者等からの意見を付して、全国指導センターへ報告すること。

6 新型インフルエンザ等感染症対策事業

(1) 目的

国民生活に密着し、日常生活に必要不可欠なサービス・商品を提供している生衛業において、衛生水準の確保は重要であることから、近年の新型インフルエンザ、レジオネラ症等感染症の発生に対応できる体制を整えることにより、生衛業における衛生水準の維持向上を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

① 検討会の開催

学識経験者、生衛業界関係者等からなる検討会を設置し、感染症の発生及び拡大防止策等に関する検討を行う。

② 生衛業者に対する普及啓発

検討会で検討した感染症の発生及び感染防止策について、生衛業者に対する普及啓発を行う。

(3) 事業運営上の留意事項

事業の実施に当たっては、都道府県衛生主管部局及び各生活衛生同業組合等関係機関と連携を図るものとする。

7 苦情処理体制整備事業

(1) 目的

消費者・利用者からの苦情処理も、都道府県指導センターの業務内容として生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に定められているところであるが、都道府県指導センターの認知度の低さから苦情相談はほとんど寄せられていない状況である。

苦情はサービスの質を高めるために重要な要素であり、特に生衛業は国民生活に密着したサービス・商品を提供するものであることから、消費者・利用者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に対応できる体制整備を図り、消費者・利用者が安心して生衛業のサービスを利用できる環境を整備し、サービスの質の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 検討会の開催

学識経験者、生衛業界関係者、消費者団体の関係者等からなる検討会を設置し、生衛業に関する苦情を収集・分析し、消費者・利用者からの苦情相談及び営業者からの消費者・利用者への対応についての相談に適切に応対できる体制の整備について検討を行う。

(3) 事業運営上の留意事項

事業の実施に当たっては、都道府県衛生主管部局及び各生活衛生同業組合等関係機関と連携を図るものとする。

8 まちおこし推進事業

(1) 目的

生衛業は、日常生活に必要不可欠なサービス・商品の身近な供給者であり、地盤沈下が続く商店街の活性化や地域社会の活性化に欠くことのできない存在であること、また、国民生活に潤いを与え、生活に密着した生活文化を創造する担い手となっていることから、地域住民とともに生衛業を中心とした生活圏単位の街づくりについて支援し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

① 検討会の開催

生衛業者、商工会、地域住民等からなる検討会を設置し、地域の特性を活かした街づくりのあり方に関する検討を行う。

② 意識調査の実施

地域社会における商店街等に対する消費者の意識調査を行い、検討会に反映させる。

③ 消費者に対する普及啓発

商店街の活性化を図るため、「生衛業マップ」等を作成し、消費者に対する普及啓発を行う。

(3) 事業運営上の留意事項

事業の実施に当たっては、都道府県衛生主管部局及び各生活衛生同業組合等関係機関と連携を図るものとする。